

**令和 7 年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業
「カップルアニバーサリーツーリズム事業」
企画提案仕様書**

1. 事業名

令和 7 年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業
「カップルアニバーサリーツーリズム事業」委託業務

2. 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3. 事業目的

沖縄でカップルアニバーサリー（プロポーズ、リゾートウェディング、ハネムーン、バウ・リニューアル）を実施することを推進し、観光消費額の向上を図るとともに、カップルアニバーサリー前後の観光により滞在日数の増加を図る。また、ブランディングを実施し、カップルが記念日で訪れる特別な場所としてのイメージの定着を図り、観光地としての質の向上を目指す。

4. 委託業務の概要

本業務においては以下の業務を委託する。

- (1) カップルアニバーサリーツーリズムのブランドイメージ（動画・静止画等）の制作及び効果的な発信・浸透の実施（国内市場・海外市場）
- (2) 国内及び海外プロモーションの実施
- (3) 情報発信
- (4) 情報ツールの更新・保管・管理
- (5) 受入体制強化の実施
- (6) (1)～(3)の効果測定

5. 委託業務の内容

- (1) 国内市場向け誘客プロモーション等（国内需要安定化事業）

- ① カップルアニバーサリーツーリズムのブランドイメージの制作及び効果的な発信・浸透の実施

沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」のコンセプトに基づき、国内市場に向けて沖縄でのカップルアニバーサリーツーリズムが持つ魅力・価値訴求（イメージの刷り込み）を行うことができるビジュアル（動画・静止画等）の制作並びに効果的な発信・浸透方法について提案すること。

→具体的な手法及び媒体について、理由も併せて御提案ください。

- ②国内プロモーションの実施

国内にて、当事業の趣旨に沿ったイベント（告知・集客を含む）等を開催するとともに、沖縄のカップルアニバーサリーツーリズム（リゾートウェディング、ハネムーン、プロポーズ、バウ・リニューアル）の需要を喚起させるプロモーションを実施する。

→具体的な手法（時期や開催地、実施するプロモーション内容等）について、

理由も併せて御提案ください。

③情報発信の実施

沖縄のカップルアニバーサリーツーリズム（リゾートウェディング、ハネムーン、プロポーズ、バウ・リニューアル）を発信するWEBサイトを更新（ドメイン更新含）し、継続的・効果的な情報発信を行う。

また、SNS等を活用した効果的な情報発信に取り組み、カップルアニバーサリーツーリズムの認知度向上を図る。

→具体的な広報媒体や手法について、理由も併せて御提案ください。

④情報ツールのリバイス・保管・管理の実施

本事業で制作した情報ツールの情報更新を行うとともに、適切な保管及び管理を行う

⑤受入体制強化の実施

カップルアニバーサリーツーリズムに関して、官民連携強化を目的として、沖縄本島において年1回連絡会を開催するとともに、年1～2回程度受入事業者のスキルアップに繋がるセミナー等を実施する。

(2) 海外市場向け誘客プロモーション等（沖縄観光グローバル事業）

①カップルアニバーサリーツーリズムのブランドイメージの制作及び効果的な発信・浸透の実施

沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」のコンセプトに基づき、海外市場に向けて沖縄でのカップルアニバーサリーツーリズムが持つ魅力・価値訴求（イメージの刷り込み）を行うことができるビジュアル（動画・静止画等）の制作並びに効果的な発信・浸透方法について提案すること。

→具体的な手法及び媒体について、理由も併せて御提案ください。

②海外プロモーションの実施

海外にて、当事業の趣旨に沿ったイベント（告知・集客を含む）等を開催するとともに、沖縄のカップルアニバーサリーツーリズム（リゾートウェディング、ハネムーン、プロポーズ、バウ・リニューアル）の需要を喚起させるプロモーションを実施する。

→具体的な手法（時期や開催地、実施するプロモーション内容等）について、理由も併せて御提案ください。

③情報発信の実施

沖縄のカップルアニバーサリーツーリズム（リゾートウェディング、ハネムーン、プロポーズ、バウ・リニューアル）を発信するWEBサイトを更新（ドメイン更新含）し、継続的・効果的な情報発信を行う。

また、SNS等を活用した効果的な情報発信に取り組み、カップルアニバーサリーツーリズムの認知度向上を図る。

→具体的な広報媒体や手法について、理由も併せて御提案ください。

④情報ツールのリバイス・保管・管理

本事業で制作した情報ツールの情報更新を行うとともに、適切な保管及び管理を行う

- (3) (1)①～③及び(2)①～③における効果測定の実施
→実施するプロモーションについて、効果等を示す測定方法について御提案ください。
- (4) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等
- ・上記(1)～(3)に係る実施計画書の作成(1部)
 - ・上記(1)～(3)に係るすべての成果物の提供
 - ・上記(1)～(3)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
 - ・上記(1)～(3)に係る事業報告書(電子データ一式)

6. 成果物

本事業の成果物として、以下①～④を県に納品すること。

- ①仕様書で示す業務内容に係るすべての成果物
- ②事業報告書(印刷板1部及び電子データ一式)
- ③事業報告書概要版(印刷板1部及び電子データ一式)
- ④その他県が必要と認める書類等

7. 業務の再委託について

- (1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- (2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ①契約金額の50%を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (3) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ①情報ツール制作
- ②各種媒体プロモーション
- ③イベント、旅行博等への出展に伴い発生する業務
- ④Webサイト更新
- ⑤調査業務、効果測定

⑥その他、簡易な業務

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計
- ④モデル等の手配
- ⑤イベントにおけるブースの設営または運営(但し、契約額が100万円未満のものに限る。)
- ⑥その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

8 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、 $(\text{直接人件費} + \text{直接事業費} - \text{再委託費}) \times 10/100$ 以内で計上すること(小数点以下切り捨て)

※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任または準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。
請負契約の例：パンフレット製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送等

9. 提案にあたっての留意事項

- (1) 撮影した動画、静止画については、県の他事業にて使用できるよう必要な諸整理を行い納品可能とすること。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。

10. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、事前に県と協議を行い、その指示に従うものとする。

- (2) 業務の遂行にあたって知り得た情報(個人情報を含む)を漏洩してはならない。

(以上)